

よくある質問

一般照明用の蛍光ランプは、平成 30 年（2018 年）以降、全て利用できなくなるのでしょうか。

回答

1. 一般照明用のランプのうち水銀を使用した特定のものについては、製品ごとに、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日又は平成 32 年（2020 年）12 月 31 日以降、「水銀による環境汚染の防止に関する法律（略称：水銀汚染防止法）」によって製造が原則として禁止され、「外国為替及び外国貿易法（略称：外為法）」によって輸出・輸入が原則として禁止されます。
2. 上記規制は、規制対象ランプを新たに製造すること、規制対象ランプを新たに輸出・輸入することを禁止するものです。

よって、規制開始日以降でも、既に使用している規制対象ランプを継続して使用すること、また、規制開始日前に製造又は輸入された規制対象ランプを販売したり、修理・交換のために使用（例：既に街路に設置されている街灯の高圧水銀ランプを交換するような場合）したりすることを禁止するものではありません。
3. また、蛍光ランプについては、一般社団法人日本照明工業会によれば、会員企業が製造・販売している製品は、既に規制基準をクリアしている（水銀使用量が規制基準よりも少ない）とのこと

です。そうであれば、製造禁止や輸出・輸入禁止の規制の対象になりません。もちろん、販売も使

用もできます。

4. 「2020年から国内で全ての蛍光灯の製造・販売が禁止になるため蛍光灯が使用できなくなります。

貴社の全ての蛍光灯をLEDに交換しませんか？」という営業を受けるが、本当なのか？という問い

合わせを受けています。前述の理由から、これは明らかに間違った情報です。正しい情報に基づい

て、御判断ください。

5. なお、蛍光ランプ等の水銀を使用したランプを廃棄する場合は、家庭では自治体ルールに従い分

別・排出し、事業所等では法令に従い処理してください。

<参考ウェブサイト： 一般社団法人日本照明工業会>

「HOME>>環境>>水銀関連」

<http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/>

「水銀に関する水俣条約」の国内担保状況について ～ 正しく理解していただくために」

http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suiginMinamatajouyaku_kokunai161115.pdf